

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	平成27年3月31日時点の実施状況
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期		
13	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準・申請手続の統一	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の特殊車両通行許可基準・申請手続の統一については、他の物流系連結車両も含めた特殊車両通行許可基準・申請手続の見直しの一環として、軸重増加による道路構造物への疲労増大の影響の分析結果等を踏まえ、早急に事業者・事業者団体を交えた検討を開始し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	平成27年3月31日付けで「車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)」の改正及び「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて(平成10年3月31日付道路局道路交通管理課長・企画課長通達)」の改正・発出を行い、駆動軸重に係る特殊車両通行許可基準の統一等を行った。
14	45フィートコンテナ輸送の普及促進に向けた取組	産業界からの提案も踏まえ、全国展開に向け、「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」以外の輸入港を発着する輸送経路での検証、通行可能な経路の調査を実施する。	平成24年度措置	国土交通省	平成27年3月31日付けで「車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)」の改正及び「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日付道路局道路交通管理課長通達)」の改正・発出を行い、45フィートコンテナ輸送車両を始めとしたセミトレーラ連結車に対して、特殊車両通行許可の長さの上限を条件付で最大18mまで延長する措置を全国的に講じた。
15	医薬品分野における規制・制度改革①(「ワクチン・ギャップ」の解消)	ワクチン輸入時の品質試験の重複を解消するために、日本が直接外国製造所で製造されるワクチンの品質確認ができる体制を確保しながら、輸出国のGMPが我が国と同等であると認められる場合について、国内における自家試験の試験項目のうち、海外での出荷試験の試験項目との重複部分を免除するために、日・EU間の相互的な環境整備を図る方向で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	日・EU間の相互的な環境整備を図り、お互いの理解を深めることを目的として、EUを含む各国の医薬品査察当局による国際的な協議会を利用するため、その加盟手続きを進めてきた。加盟手続きの対日審査が終了し、平成26年7月に日本の加盟が認められており、日・EU間の相互的な環境整備が図られた。
		日・欧州共同体相互承認協定(MRA)の対象国を拡大した上で、化学的医薬品以外の対象品目を追加することについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		